

# 第2期中期目標期間終了に伴う積立金の国庫納付について(案) (概要)

## <概要>

第2期中期目標期間における積立金等33.0億円、次期中期目標期間繰越積立金3.1億円、国庫納付額29.9億円

## <内訳>

1.積立金等 33.0億円  
(財務諸表計上額) (3,302,697,635円)

### ○内訳

#### ・積立金

平成20年度積立金 5.6億円  
(563,283,371円)

平成21年度積立金 3.6億円  
(356,186,422円)

平成22年度積立金 4.3億円  
(434,301,403円)

平成23年度積立金 2.6億円  
(264,334,645円)

#### ・未処分利益

平成24年度未処分利益 16.8億円  
(1,684,591,794円)

## 2.第3期中期目標期間繰越額

3.1億円

(承認申請額)

(309,740,241円)

### ○内訳

①自己収入で取得した固定資産の未償却分 189.6百万円  
第3期中期目標期間における、当該資産の減価償却費未償却分  
(189,627,859円)

②前払金、前払費用、リサイクル預託金 2.1百万円  
研究用PC装置の保守等の前払費用等  
(2,062,743円)

③たな卸資産(出版物、切手、プリペイドカード等) 27.5百万円  
(27,472,608円)

④還付消費税 90.6百万円  
還付消費税について、平成24年度分の還付は平成25年度に確定申告を行った後に還付されるものであり経過勘定となっているもの  
(90,577,031円)

上記①～④については、「次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて」(平成18年6月22日総務省行政管理局)に記載の事例に該当

国庫納付額(1. - 2.)

29.9億円

(2,992,957,394円)

# (案)

## 第2期中期目標期間終了に伴う積立金の国庫納付について

### 1. 第2期中期目標期間における積立金について

- (1) 独立行政法人は、運営費交付金を受領した際、運営費交付金債務として整理し、業務の進行に応じて収益化を行うものであるが、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとなる。(独立行政法人会計基準第81)
- (2) また、中期目標期間最後の事業年度においては、当期未処分利益を積立金として整理(独立行政法人会計基準第96)し、その積立金は、独立行政法人通則法第44条及び独立行政法人統計センター法第13条の規定に基づき、総務大臣の承認を受けた金額を除き、国庫へ納付することとされている。(納付期限:平成25年7月10日)

### 2. 積立金内訳(第2期中期目標期末)

・平成20年度積立金	563,283,371円	
・平成21年度積立金	356,186,422円	
・平成22年度積立金	434,301,403円	
・平成23年度積立金	264,334,645円	
-----		
平成20～23年度計	1,618,105,841円	A
平成24年度未処分利益	1,684,591,794円	B
期末利益合計(A+B)	3,302,697,635円	C
次期中期目標期間繰越額	309,740,241円	D
<b>国庫納付額(C-D)</b>	<b>2,992,957,394円</b>	

#### 次期中期目標期間繰越額

①自己収入で取得した固定資産の未償却分	189,627,859円
②前払金、前払費用、リサイクル預託金	2,062,743円
③たな卸資産(出版物、切手、プリペイドカード等)	27,472,608円
④還付消費税	90,577,031円

上記①～③については、「次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて」(平成18年6月22日総務省行政管理局発出資料)に記載の次期中期目標期間に繰り越すことができる主な事例に該当